

新型コロナウイルス感染症等の影響についての対応について

令和4年度那覇市上下水道局入札参加資格取得追加申請に伴う提出資料について、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、税金等の猶予の手続きを行った事業者で完納証明等の証明書の交付ができない場合の提出書類は以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

1. 市税完納証明書について

新型コロナウイルス感染症等の影響により徴収猶予の適用があり、那覇市税の「市税完納証明書」の発行ができない場合はウ、エの書類を両方提出してください。

ウ 徴収猶予を受けたことを示す通知書（徴収猶予許可通知書）の写し〔納税課（本庁3階42番窓口）にて申請後、猶予決定後に交付〕

エ 納税証明書（備考欄に未納額について徴収猶予中である旨記載されたもの）〔市民税課（本庁3階39番窓口にて交付）〕

市税に未納がない場合のみ「市税完納証明書」の交付が可能であるため、新型コロナウイルス感染症等の影響により、那覇市税の猶予制度（徴収猶予の特例制度）の適用を受けている事業者は「ウ徴収猶予許可通知書の写し」と「エ納税証明書（備考欄に未納額について徴収猶予中である旨記載されたもの）」の両方をご提出ください。どちらか一方のみの提出では、未納のある税目の徴収猶予の理由が新型コロナウイルス感染症等の影響によるものなのか確認できないため、該当する場合は両方必要となります。

※納税証明書を申請する際、納税課（本庁3階42番窓口）で交付された「徴収猶予許可通知書」を持参のうえ、市民税課（本庁3階39番窓口）にて「備考欄に未納額について徴収猶予中である旨記載された納税証明書」を申請してください。

納税証明の交付申請の際、窓口で徴収猶予中である市税の全ての税目を指定してください。（窓口で指定した税目のみ証明書に記載されるため、徴収猶予中である全ての税目を指定していただく必要があります。）

※本来、市税完納証明書が必要となります。よって、新型コロナウイルス感染症等の影響により徴収猶予を受けている税目以外の市税には滞納がないことが要件となります。

2.労働保険証明書について

新型コロナウイルス感染症の影響により納付猶予を受けている場合はその旨が示された証明書等をご提出ください。

※証明書等の申請方法については所轄の証明書等を発行する担当の部署（労働局、労働基準監督署、公共職業安定所）へお問い合わせください。

※証明書の申請先については市区町村により担当部署が異なる場合があります。ご確認のうえ、お問い合わせください。

3.健康保険・厚生年金（加入・納入）証明書等について

新型コロナウイルス感染症の影響により納付猶予を受けている場合はその旨が示された証明書等をご提出ください。

※証明書等の申請方法については、所轄の証明書等を発行する担当の部署（年金事務所等）へお問い合わせください。

※証明書の申請先については市区町村により担当部署が異なる場合があります。ご確認のうえ、お問い合わせください。

4. 国税納税証明書について

新型コロナウイルス感染症等の影響による猶予制度の適用を受けていて、以下の書類が税務署で発行できない場合はオ・カのうち、いずれかの書類を提出してください。

【法人の場合】 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）

【個人の場合】 「申告所得税及復興特別所得税」、「消費税及地方消費税」の納税証明書
（その3の2）

オ 納税の猶予許可通知書の写し

カ 猶予制度の適用を受けていることがわかる「納税証明書（その1）」

※オ、カ書類については新型コロナウイルス感染症等の影響による納税の猶予を受けていることがわかるものをご提出ください。

※新型コロナウイルス感染症等の影響による猶予制度等（オ、カ書類の発行方法等）については所轄の税務署へお問い合わせください。